

令和3年7月16日

南相馬市農業委員会
7月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年7月16日（金） 午後2時5分開会

場 所 原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」集会室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	※	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	※
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	※	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	※	17	佐 藤 良 一	※
8	小谷津 弘 隆	※	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	※	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

「※」→新型コロナウイルスの感染防止（3密回避）のため、出席を求めない。

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹 ②次長 佐藤 光 ③主査 山本 将之

④副主査 米本 一樹 ⑤主事 平田 幸子

農政課

副主査 但野 莉菜

4. 日 程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第27号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第5 報告第28号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第6 報告第29号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第7 報告第30号 農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第8 報告第31号 違反転用事案の報告について
- 日程第9 議案第76号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第77号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第11 議案第78号 農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第12 議案第79号 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第13 議案第80号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
- 日程第14 議案第81号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第15 議案第82号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
- 日程第16 議案第83号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第17 議案第84号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）
- 日程第18 議案第85号 現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後2時5分)

議 長 只今より、令和3年7月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。新型コロナウイルスの感染を防ぐ観点から、出席者を減じての開催であります。

それでは先ず、欠席委員についてですが、欠席者はありません。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号6・番西内文夫委員、10番・今野由喜委員、11番・佐藤洋委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。

昨日の7月15日、相馬市役所で「令和3年度浜通り地方農業委員会協議会総会」が開催され、令和2年度事業報告及び収支決算の認定や、令和3年度事業計画及び収支予算の決定など合わせて議案6件について審議し、いずれも原案のとおり決定したところです。

議案には、当協議会の役員改選や県農業会議・常設審議委員候補者の選出などもございました。

新たな役員になりますが、協議会長にいわき市の草野会長、2名の副会長に南相馬市と大熊町が選任され、私・寺澤が副会長職を担うこととなりました。これは持ち回りということでの選任でございます。

これに伴い、相馬地方農業委員会連合会会長及び県農業会議・常設審議委員候補者についても、南相馬市の会長ということで決定したところです。

以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第26号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第8号について事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第26号専決第8号についてご説明いたします。議案書3ページから4ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、案件1件につき調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第27号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の3番委員からの報告を求めます。

3番委員 報告第27号についてご説明いたします。議案書の5ページになります。去る6月17日午前10時より、市役所東庁舎2階第3会議室において、出し手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。

協議内容につきましては、出し手側から10アール当たり40万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地につきましては10アール当たり40万円で公社が購入することとなりました。売買代金は646万6,800円となり、公社手数料として6万4,600円を差し引き、支払額は640万2,200円となります。

この件は、議案第76号、議案書11ページ及び別紙資料2ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第28号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。今回の調整委員主任、7番委員には出席を求めているため、事務局から報告を求めます。

事務局 報告第28号について7番委員からの報告を読み上げさせていただきます。議案書の6ページになります。去る6月17日午前10時30分より、市役所東庁舎2階第3会議室において、出し手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。

協議内容についてですが、出し手側から10アール当たり40万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農

地については10アール当たり40万円で公社が購入することとなりました。売買代金は153万2,800円となり、公社手数料として1万5,300円を差し引き、支払額は151万7,500円となります。

この件は、議案第76号、議案書11ページ及び別紙資料2ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第29号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。今回の調整委員主任、9番委員には出席を求めているため、事務局から報告を求めます。

事務局 報告第29号について9番委員からの報告を読み上げさせていただきます。議案書の7ページになります。去る6月17日午前11時より、市役所東庁舎2階第3会議室において、出し手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、出し手側から、10アール当たり50万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10アール当たり50万円で公社が購入することとなりました。売買代金は880万2,500円となり、公社手数料として8万8,000円を差し引き、支払額は871万4,500円となります。

この件は、議案第76号、議案書11ページ及び別紙資料2ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、報告第30号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通

知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第30号についてご説明いたします。議案書の8ページになります。今回、3件の案件がございますが、合意による解約でありますので県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第8、報告第31号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第31号についてご説明いたします。議案書の9ページから10ページ整理番号1番から3番について当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりです。

整理番号1番につきましては、昭和44年頃から亡き父が宅地の進入路として使用していました。今般、物置の建築を検討するに当たり、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

整理番号2番につきましては、昭和63年頃に畑の耕作をしやすいするために物置を設置しました。今般、相続登記未実施の土地を整理したところ、農地であることが判明したものです。

整理番号3番につきましては、平成4年頃に旧小高町の町民運動場として整備されました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第9、議案第76号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第76号についてご説明いたします。議案書の11ページ及び別紙資料の1ページから24ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員から説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第76号についてご説明いたします。今回、所有権移転が3件、利用権設定が319件となっております。内容につきましては、記載のとおりです。なお、所有権移転に係る対価及び利用権設定に係る賃借料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第10、議案第77号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第77号についてご説明いたします。議案書の12ページから13ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議長 続いて、申請番号1番、2番、3番、6番、7番、8番の現地調査委員には、出席を求めているため、事務局にて補足説明を受けていれば、事務局から報告を願います。

事務局 補足説明は受けておりません。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第78号「農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第78号についてご説明いたします。議案書の14ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

 〔「なし」の声あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第79号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第79号についてご説明いたします。議案書の15ページから16ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

 補足を要する案件といたしまして、申請番号1番については、資材置場、駐車場としての一時転用であり、転用期間は許可日から36か月間となっております。

 申請番号2番については、報告第31号整理番号1番の追認を得るための案件です。

 申請番号3番については、報告第31号整理番号2番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番、2番に

ついて、18番委員。

18番委員 議案第79号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。子細につきましては記載のとおりであります。現地案内図は1ページです。去る7月9日午後2時より、申請人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は平坦地で周りは道路であり、また、申請人の所有地の一部であります。よって、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。子細につきましては記載のとおりであります。報告第31号整理番号1番の関連事項でございます。現地案内図は2ページです。去る7月9日午後1時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は平坦地であり、道路、水路、畑、申請人の宅地に囲まれております。よって、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 続いて、申請番号3番の現地調査委員、2番委員、及び申請番号4番の現地調査委員、5番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第79号申請番号3番について、所在から申請事由まで記載のとおりです。現地案内図は3ページです。去る7月8日午後6時頃より、申請人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第79号申請番号4番の現地調査について報告します。7月9日午後2時頃より申請人と法定代理人の立会いのもと現地調査を行いました。自宅敷地への進入路に必要な用地確保の申請案件で、調査項目に基づく両者からの聞き取り、現地の状況等の調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。以上、現地調査委員よりの報告となります。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第80号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第80号についてご説明いたします。議案書の17ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。この案件は、議案第84号申請番号2番の関連案件となっております。事業計画変更に係る事由ですが、土砂採取場への進入通路として使用する目的で一時転用の許可を受け事業を行っておりますが、重機の駐車場、伐採木の置場、仮設事務所が必要となったことから当初の事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 この案件につきましては 議案第84号申請番号2番の時に現地調査の報告を行いたいと思います。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第81号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第81号についてご説明いたします。議案書の18ページから21ページ、申請番号1番から10番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件といたしまして、申請番号9番については議案第83号申請番号1番関連の案件です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番、2番、3番、4番について、10番委員。

10番委員 議案第81号申請番号1番から3番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は6ページのとおりです。去る7月12日午後1時頃より、譲受人立会いのもと1番、2番、3番について一括して現地調査を行いました。それぞれの土地について調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしく願いたします。

続きまして、議案第81号申請番号4番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は7ページのとおりです。去る7月8日午後1時30分頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしく願いたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号6番、8番について、11番委員。

11番委員 議案第81号申請番号6番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページです。去る7月15日午後1時頃より、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、譲受人からの聞き取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いたします。

続きまして、議案第81号申請番号8番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページの②です。去る7月13日午後5時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いたします。以上です。

議長 次に、申請番号7番、9番について、12番委員。

12番委員 議案第81号申請番号7番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページです。去る7月12日午前11時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地状況等調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしく願いたします。

次に議案第81号申請番号9番の案件ですが、これは議案第83号申請番号1番と関連しますので、議案第83号で一括報告させていただきます。

議 長 続いて、申請番号5番の現地調査委員、2番委員、申請番号10番の現地調査委員、9番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。
議案第81号申請番号5番について、所在から申請事由まで記載のとおりです。現地案内図は8ページです。去る7月9日午前10時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第81号申請番号10番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。申請内容は記載のとおりです。去る7月12日午後2時30分頃より、代理人行政書士から現地において説明を受け、また調査書の調査項目に基づき聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第82号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第82号についてご説明いたします。議案書の22ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。用途地域ではない第3種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員、7番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第82号申請番号1番について、所在から申請事由まで記載のとおりです。現地案内図は13ページです。去る7月12日午前10時30分頃より、譲受人担当者立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人担当者か

らの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員からの報告になります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第83号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第83号についてご説明いたします。議案書の23ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

 申請番号1番につきましては、議案第81号申請番号9番の関連案件です。

 申請番号2番につきましては、用途地域内農地に太陽光パネルを設置するための申請です。

 申請番号3番につきましては、小高園芸団地地域営農支援施設を整備するための事務所、駐車場、資材置場としての一時転用で転用期間は許可日から1年間までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第83号申請番号1番についての現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。去る7月13日午前9時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号2番について、10番委員。

10番委員 議案第83号申請番号2番について現地調査の結果を報告いたします。現地案

内図は14ページのとおりです。去る7月10日午前9時頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 次、申請番号3番について、18番委員。

18番委員 議案第83号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。子細については記載のとおりでございまして、現地案内図は15ページです。小高園芸団地施設の整備を行うための一時転用の申請であります。去る7月12日午前11時より、被設定人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は2期工事の予定地であり、今回は工事の対象外地であります。よって立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 14番委員。

14番委員 事務局にお伺いします。小高地区の太陽光発電が今年になってから相当出ておりますが、農地を守る農業委員会としてちょっと困るような感じになっておりますが、小高地区の農地が減っているようです。今後、小高区にどのくらい申請書が提出される予定なのか伺います。

議 長 事務局。

事務局 小高区限定ではないですが、市への太陽光発電に関わる条例の届け出の件数は、7月14日時点で150件です。その中で農地の部分が130件となっております。内訳は、農用地区域内での申請が27件、農用地区域外で103件です。その103件の内訳は、転用型の直置型で86件、営農型で17件であり、今のところ、市に届け出なり相談なりきている件数になります。以上です。

議 長 14番委員、よろしいですか。

14番委員 分かりました。

議 長 事務局。

事務局 補足説明します。生活環境課に聞きましたが、原発被災地20キロ圏内については特措法で税金上の優遇措置があるということで、特に20キロ圏内の申請が上がっていると伺っております。以上です。

議 長 その他質疑などございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第84号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第84号についてご説明いたします。議案書の24ページから28ページ、申請番号1番から8番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番につきましては、報告第31号整理番号3番の違反の追認を得るための案件になっております。

次に、申請番号2番につきましては、議案第80号申請番号1番の関連案件となっており、重機等駐車場、仮設事務所、木材置場等に使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から令和5年7月31日までとなっております。

続きまして申請番号3から7番につきましては、用途地域外の3種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。

続きまして、申請番号8番につきましては、営農型太陽光発電設備の一時転用期間が来月満了になることに伴う更新のための一時転用申請であり、転用期間は許可日から10年間となっております。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、6番委員。

6番委員 議案第84号申請番号1番について報告いたします。報告第31号整理番号3番の関連であります。現地案内図は16ページになります。所在、地番については記載のとおりです。申請事由は、平成4年頃に旧小高町の町民運動場として整

備し現在も使用しています。引き続き使用するため転用申請するものです。去る7月11日午後2時頃より、設定人2名、被設定人1名の立会いのもと現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番、8番について、18番委員。

18番委員 議案第84号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。子細につきましては記載のとおりであります。現地案内図は5ページです。議案第80号申請番号1番の関連事項であります。去る7月9日午後4時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、事業を円滑に行うための目的で重機等の駐車場、伐採木材の置場、仮設事務所、また敷地内の通路としての一時転用であります。当該地は設定人の所有地であり、周りは道路や山林であります。よって、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。

続きまして、議案第84号申請番号8番について現地調査の報告をいたします。子細につきましては記載のとおりです。現地案内図は18ページです。 営農型太陽光発電のための再度の一時転用の申請です。去る7月9日午後3時より被設定人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、現在の状況は、 対象地の約5パーセント位はミョウガが植え付けられております。50パーセントは来春に植え付けのために鶏ふん、土壌改良剤を施肥し、さらにトラクターで耕耘して植え付けできるような状態になっております。

残り45パーセントは、鶏ふん、土壌改良剤の施肥は行いましたが天候の関係で予想が出来ず、今後は除草やトラクターによる耕耘を行い、来春の植え付けに間に合うよう作業を進めている状況です。今後の栽培計画書も県に提出しております。また、周辺の農地も水稻の栽培も行われており、近々基盤整備も施行されるような状態でございます。周辺の農地に悪影響はないと思われま。

よって、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号3番から7番まで、10番委員。

10番委員 議案84号申請番号3番から7番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は17ページのとおりです。本件は、小高駅東側で農地専門委員会の皆さんが現地調査を行った箇所でございます。先ほど冒頭に説明がありましたように、周囲にある土地がすべて許可になっているという状況から、そういうふう

な基準に準じた形で現地調査を行いました。

従いまして、特に問題となるような箇所はこれ以上は見つけることができませんでした。よって、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 14番委員。

14番委員 先ほど18番委員の営農型太陽光発電について少し補足説明をさせていただきます。去る7月6日の現況確認のついでに上根沢と小屋木、それから大原の営農型太陽光発電農地に行ってきました。今ほど18番委員が言ったように、上根沢の方は昨年度から会長の再三の指導に基づいて、鶏ふん25トン、それから切りワラを入れて除草対策をやや取られていました。一応、一度、二度は良かったのですが、去年は小屋木地区が草ぼうぼうでどうしようもないとの意見がありましたが、今回7月6日に現地確認したところ、除草が90パーセント以上大体完璧に除草されており、太陽光パネルの下部はきれいに耕運しており、今は土づくり状態になっております。段々と良くなってきました。

農場長にお願いしましたが、今後は除草と農地の良い土づくりをするよう、会長ともども農場長に再三お願いしたうえで確認したところ、「絶対的にやります」と。ただ問題なのは、上根沢の収穫の問題がまた去年みたいに日焼けなどにならないよう十分に早く収穫して高収入を得てくださいとお願いしました。

今回10年の申請が出ておりますが、私としては3年が限度でないかと思えます。良くて3年です。できれば1年が良いと思えますが。

小屋木地区の方は状態を見たうえで、申請が3年なのか、その辺は1年後の申請と現地を見て考えてまいりたい。

とりあえず、現地確認では農地の土づくりは終わっていますので、最低1年でもいいのかなという感じがします。現況では段々と良くなっています。もっと、もっとプッシュすれば、ミョウガについて東北農政局の資料にありますように、日本一のミョウガを栽培したいと思っていますから、強くプッシュすればもっと良い太陽光発電設置農地のモデルになるのではないかと思います。以上です。

議 長 只今、14番委員から申請番号8番の補足説明がありました。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。14番委員からあらためて発言をお願いします。

14番委員 昨年度から会長指導の下で土づくりを始めて良い方向にあります。小屋木地区は完璧に除草ができており、パネル下部もきれいに耕運され、現在は土づくりになっております。従って、申請期間は大体3年位が良いかと思えます。以上です。

議 長 小屋木地区の営農型太陽光発電について、その他ご意見、質疑などございますか。

〔「なし」の呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、申請番号8番については3年間で管理を徹底してミョウガ栽培を行っていただくということで3年の期限と意見を付し、その他原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第85号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第85号についてご説明いたします。議案書の29ページから30ページ、申請番号1番から4番について土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作等により非農地化したことに対する証明願です。申請のあった全ての農地について非農地と判定しました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼していますのでご報告お願いいたします。以上です。

議 長 では、今回の現地調査委員を代表しまして14番委員から報告をお願いします。

議 長 14番委員。

14番委員 現況確認の証明申請についてご報告させていただきます。7月6日午後1時30分より、事務局2名、推進委員2名、私の合計5名で現地調査しました。先ず、申請番号1番、2番、4番ですが、すべて山林と一体化しており現地調査は奥の隅々まで見ませんでした。利用状況等々から見ると非農地と判断しました。申請番号3番の上渋佐は津波による塩害がありまして土地を調査したところ、表土を剥いだ後に色んなものの盛り土がなされておりました。再度、土を入れ替えて農地として耕作を考えておりましたが、その中で現況証明書交付の取扱要領をよく見ました。農地に復元するための物理的な条件等々を考えると、所有者に

相当の資金の負担がかかるようです。これは、物理的な条件整備が著しく困難な土地ということで非農地と判断しました。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告6件及び議案10件、合わせて16件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の7月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後3時10分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和3年8月23日

議事録署名人 (6番・ニシウチ フミオ)

議事録署名人 (10番・コンノ ヨシキ)

議事録署名人 (11番・サトウ ヒロシ)
